

令和 4 年度に向けた指定管理者制度の導入及び  
指定管理者の選定方針について



## 令和4年度に向けた指定管理者制度の導入及び

### 指定管理者の選定方針について

#### <指定管理者制度の導入及び選定方針について>

本市の指定管理者制度については、「指定管理者制度に関する基本方針」（平成16年12月）並びに同方針を補完し、制度導入にかかる諸課題への対応の考え方を示した「指定管理者制度に関する直営施設への導入方針（平成18年12月）」（以下「導入方針」という。）に基づき、制度運用を行ってきた。

「導入方針」においては、指定管理者制度を公の施設の有力な管理手法のひとつとして位置付け、「法的要因」等の理由により適用を除外する施設を除き、すべての施設について原則適用するものとしている。

また、「導入方針」では、「市民協働・地域振興」、「市民の安心感の確保など」の視点から、市民団体・地域団体や市が施策責任者として関与する外郭団体等を特定（非公募）として指定する施設と「民間事業者の多様な工夫等」を活用する公募すべき施設とする適用基準を「指定管理者選定ガイドライン」として設定している。

なお、指定期間については、5年間を原則とし、施設の利用促進や質の高い管理運営が見込まれるなど合理的な理由がある場合は、20年を上限として個別に期間を定めることができるものとしている。

#### <令和4年度からの指定管理者制度の導入及び選定について>

令和4年度からの指定管理者の選定にあたっては、「導入方針」等に基づき、これまでの管理実績等も考慮しながら、各部幹事会において、下記のとおり選定方針を決定した。

#### 記

- 1 次の施設については、指定管理者制度の導入が適当であると判断し、公募により選定を行う。

高槻市立上牧駅自転車駐車場（新規）

【指定期間：4年】

#### <理由>

当該施設は、経費の節減や運営の効率化、市民サービスの向上を図るために民間の多様な工夫等を活用することが適当なため、指定管理者制度を適用し、公募により選定を行う。指定期間については、次回選定時に、他の自転車駐車場施設と一括して指定管理者の選定を行うことから、他の施設の指定期間の終期と合わせ、4年間とする。

- 2 次の施設については、公募により、選定を行う。

高槻市立庄所子育てすくすくセンター

【指定期間：5年】

＜理由＞

当該施設は、民間活力の導入による子育て支援機能の更なる充実や、自主的な経営努力の発揮による市民サービスの更なる向上等が見込まれることから、引き続き指定管理者制度を適用し、公募により選定を行う。

- 3 次の施設については、特定（非公募）とし、選定を行う。

高槻市立自然博物館

【指定期間：5年】

＜理由＞

当該施設は平成26年度には博物館法に基づく博物館相当施設の指定を受け、平成27年4月1日から高槻市立自然博物館となった。

そのため、指定管理者は、高槻の自然や野生動物に精通する学芸員等を擁し、専門的かつ高度な知見をもって市民協働の博物館活動の展開を求められることから、選定方法を特定（非公募）とし、あくあびあ芥川共同活動体を候補者とする。

## 参考

### 指定管理者制度に関する直営施設への導入方針【抜粋】

#### < 適用除外施設の基準 >

- ① 法律等により施設の管理主体に制約がある（指定管理者制度の導入が認められていない）施設
- ② 施設の性格や平等性・公平性の確保等、行政で管理を行わなければならない明確な理由がある施設
- ③ 施設管理を直営で行うことにより、施策目的の達成に、より大きな効果が得られるなど、明確な理由がある施設
- ④ 同種・類似サービスを民間事業者が行っていない、又はそうした民間事業者が存在しない（市場性がない）施設

#### < 適用施設の基準 >

- ① 民間事業者に管理を委ねることにより、民間事業者等の能力やノウハウの活用と、利用者のニーズにあったサービスの提供・充実が期待できる施設
- ② 民間事業者に管理を委ねることにより、サービスの低下を招くことなく管理・運営等の経費の節減が期待できる施設
- ③ 利用料金制度の活用により、民間事業者に対する「インセンティブ効果」が働き、一層のサービスの向上や経費の節減が期待できる施設
- ④ その他行政で管理を行わなければならない明確な理由がない施設

#### < 指定管理者制度の指定期間に係る考え方について >

指定期間については、施設の設置目的及び特性を十分に考慮したうえで、利用者サービスの向上や、事業者の経営の安定化・効率化が見込める期間を設定するものとし、5年を原則とする。

ただし、指定管理者が施設整備等に係る投資を行うことにより、施設の利用促進や質の高い管理運営が見込まれるなど合理的な理由がある場合は、20年を上限として個別に期間を定めることができる。